

イージス・アショアについて

平成 30 年 6 月
防 衛 省

イージス・アショアの必要性

北朝鮮は、我が国を射程に収める弾道ミサイルを数百発保有しています。

- 弾道ミサイルは我が国までわずか10分程度で到達するとみられています。
- 通常兵器のみならず、核兵器や生物・化学兵器も弾頭に搭載し得るとみられています。

北朝鮮は、我が国を奇襲的に弾道ミサイル攻撃できる能力を開発し、保有しています。

- 発射台付き車両（TEL）や潜水艦を用いて発射するため、兆候把握がより困難となっています。
- 同時に多数の弾道ミサイルを発射することができるようになっています。



同時に発射された4発のスカッドER 2017年3月



海中の潜水艦から発射されるSLBM 2016年8月

我が国周辺には、その他にも我が国を射程に収めるミサイルが多数存在しています。

BMDシステムは、弾道ミサイルの攻撃から国民の生命と財産を守る唯一の手段です。

- ✓ これまでも、イージス艦の増勢を図るなど、弾道ミサイルへの対処能力の向上を図ってきています。
- ✓ 一方、北朝鮮の急速な弾道ミサイル能力の向上により、24時間365日、我が国を弾道ミサイルの脅威から守り抜く体制の構築が急務となっております。
- ✓ イージス艦は、整備や補給の関係で港に戻る必要があり、24時間365日対応することが困難です。

イージス・アショアを北と西に2基配置すれば、日本全国を24時間365日防護できます。

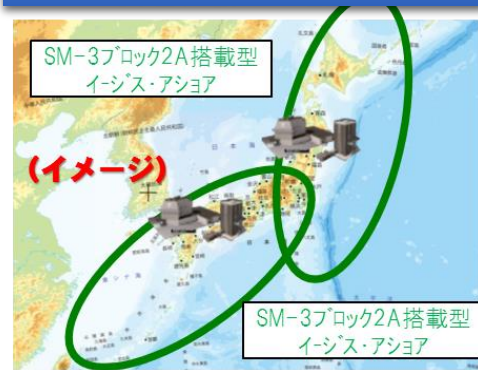
- 弾道ミサイル攻撃を断念させる抑止力が大きく向上し、弾道ミサイル攻撃を受ける危険性が大幅に減少します。
- 仮に弾道ミサイル攻撃を受けても、国民の生命及び財産を守り抜くことができるようになります。

配備候補地の検討

北朝鮮の弾道ミサイルの能力向上を受けて、防衛省ではこれまで調査研究を実施してきました。

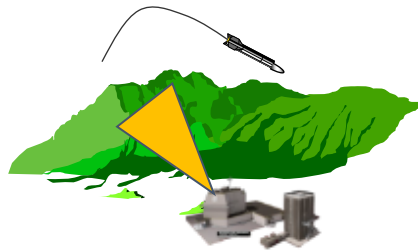
- 調査研究やイージス・アショアを保有する米国との調整等により、イージス・アショアを配備するためには、以下の点を全て満たす必要があることが判明しています。

防護範囲の観点



我が国全域を防護する観点から、北と西に2基をバランス良く**日本海側に設置する必要**

レーダー遮蔽の観点



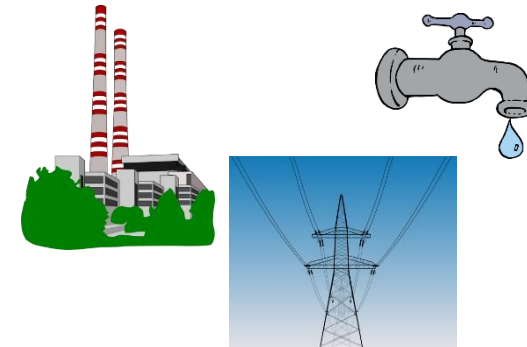
弾道ミサイルの探知に支障が出るため、**なるべく山など遮蔽がない場所に設置する必要**

地形の観点



レーダーと発射台を適切に設置するため、**広くて平坦な敷地をなるべく確保できる場所に設置する必要**

インフラの観点



レーダー等の運用のため、**電気・水道等の安定的な供給が見込める場所に設置する必要**

- ✓ 北朝鮮の核・ミサイルの現状を踏まえれば、イージス・アショアは速やかに配備する必要があります。
- ✓ そのため、全国の自衛隊の施設等を対象として上記の条件等を満たすことができる場所を調べました。

結果、秋田県の陸自新屋演習場と山口県の陸自むつみ演習場を候補地としました。

レーダーの人体への影響

レーダーの電波は、細胞の遺伝子を損傷したりするようなX線やガンマ線と異なります

- ー イージス・システムのレーダーがBMD用として用いるSバンド帯は、無線LANなどと同じ周波数帯域です。

防衛省のレーダーは、これまでも人体に影響を与えないよう運用しております。

イージス・アショアのレーダーも、当然のことながら、人体に影響を与えないよう運用します。

- ー 電波法等の国内法令や総務省が定める「電波防護指針」を遵守しています。
- ー 「電波防護指針」は、世界保健機関（WHO）が支持する国際的なガイドラインと合致した十分な安全率が適用された指針であり、この基準値を満たす限り安全上の問題はないとされています。
- ー 「電波防護指針」を遵守するため、十分な調査を実施して必要な対策を実施しています。



FPS-5

（4基：新潟県佐渡分屯基地など）



FPS-3改

（7基：秋田県加茂分屯基地など）



FPS-7

（整備中：山口県見島分屯基地など）

イージス艦のレーダーも、人体に影響を与えないよう運用しております。

- ー 人の存在する地表に向けてレーダーを照射することはありません。
- ー イージス艦を20年以上運用してきていますが、これまで健康被害は報告されていません。
- ー イージス艦の乗組員は、レーダー照射中でも適切な管制により、上甲板での作業を実施することもあります。
- ー 小野寺防衛大臣がハワイにあるイージス・アショア試験施設等を視察した際、実際にレーダー稼働している状態でも問題なく視察を実施できました（写真）。



人体に影響を与えないよう、「電波防護指針」等を遵守し、設計・運用します。

その他への影響

防衛省のレーダーは、他の無線局やテレビの受信等に影響を与えないよう、必要があれば対策を実施しており、イージス・アショアのレーダーも同様に実施していきます。

- ー 電波法等の国内法令を遵守していきます。
- ー 十分な電波干渉の調査を行った上で、他の無線局やテレビの受信等へ影響が生じないように対策を実施します。

防衛省のレーダーは、航空機の計器等へ影響を与えないよう必要な対策を実施しており、イージス・アショアのレーダーも同様に実施していきます。

- ー イージス艦のレーダーは、レーダー照射中でも適切な管制により、ヘリコプターの発着艦等を行い得るなど、航空機の計器等へ影響を与えないよう運用することができます。
- ー 万が一、航空機の計器等へ影響を勘案して飛行制限区域を設定する必要がある場合でも、ドクターヘリなどが緊急時に飛行できるよう停波をする等の必要な対策を実施します。

防衛省のレーダーは、周囲に騒音を与えないよう必要があれば対策を実施しており、イージス・アショアも同様に実施していきます。

- ー 小野寺防衛大臣がハワイにあるイージス・アショア試験施設等を視察した際、実際にレーダーが稼働している状態でも騒音の影響がほとんどないことを確認できました。
- ー 施設区域外に騒音を与える可能性は低いと考えますが、万が一、周囲に騒音を与える場合でも、消音装置をとりつける等の必要な対策を実施します。

防衛省の施設等は、必要な警備対策を実施しており、イージス・アショアも適切な警備体制をとります。

- ー 警察や海上保安庁といった関係機関とも連携して必要な警備態勢をとっています。
- ー イージス・アショアは陸上自衛隊が運用することになりますが、重要な防衛装備品であるため、適切な警備態勢をとる予定です。

住民の皆様の不安を解消できるよう、十分な対策を実施していきます。